

高齢者の健康づくり スポーツクラブ利用助成制度

高齢者の健康づくりの増進を図るため、スポーツクラブの月会費の一部を1年間、助成します。

▼対象⇨市内にあるスポーツクラブの60歳以上の個人会員の方 ▼助成額⇨1000円/月(1年間) ▼申し込み⇨①スポーツクラブの会員登録②会費納入の証拠書類(領収書など)③印鑑(申請者と振込口座名義人が異なる場合)を持参のうえ、高齢福祉課(市役所内) または赤羽根市民センター、市民生活課(渥美支所内)にて



▼高齢福祉課
☎23局4654 FAX23局3545

自動体外式除細動器(AED)を貸し出します

▼AEDとは

通常の心肺蘇生法では対応できない心肺細動の発症時に、心臓に電気

ショックを与え、正常な動きを取り戻すための医療機器です。

▼対象⇨市内で10名以上の市民が参加する営利を目的としないイベントの主催者 ▼条件⇨医療従事者または普通救命講習受講者の配置 ▼使用料⇨無料 ▼貸出期間⇨7日以内 ▼申し込み⇨希望日の前日までに、申請書に必要事項を記入のうえ直接または郵送・FAX・Eメールにて/申請書は地域福祉課で配布するほかホームページからダウンロード可



▲AED

※詳しくはお問い合わせください。

▼地域福祉課
☎23局3512 FAX23局3545
▶http://www.city.tahara.aichi.jp/

7月は「社会を明るくする運動」 強調月間です

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会

を築こうとするものです。

田原市においても、運動の一環として、第63回社会を明るくする運動「講演と演奏会」を開催します。

▼日時⇨7月12日(金)午後1時30分～ ▼場所⇨渥美文化会館文化ホール ▼講演⇨「非行を克服するために」【講師】名古屋保護観察所長 小西直哉氏 ▼演奏⇨愛知県立福江高等学校 ▼定員⇨700名
▼参加料⇨無料 ▼申し込み⇨不要
▼田原市社会福祉協議会
☎23局0610 FAX23局3970

弁護士による無料法律相談 ご利用ください(偶数月開催)

消費者問題・多重債務などで困りの方、一人で抱え込まずにご相談ください。秘密は厳守されます。

▼日時⇨8月22日(木)午後1時～4時(要予約/相談時間は30分程度)
▼場所⇨田原福祉センター相談室
▼申し込み⇨電話にて
▼商工観光課
☎23局3522 FAX22局3817

排水設備指定工事店の 新規追加

公共下水道等に接続する場合は、必ず田原市排水設備指定工事店へお

申し込みください。

▼新規追加
・株式会社中部
☎(0532)31局1111

▼下水道課(市役所内)
☎23局3525 FAX22局3184

▼下水道課(渥美支所内)
☎33局1113 FAX32局2506

広報サポーターがお届けする twitter&ブログを見てね!

田原市広報サポーターが田原市に関する耳寄り情報を、いち市民の感覚で発信!!"mamちゃん"がtwitterを、サポーター全員がブログをお届けします。皆さん、ぜひご覧ください。

●田原市広報サポーターmamちゃん (mamちゃんのtwitter)

▶HP http://twitter.com/#!/KohoTahara/

●風の街のたはら

▶HP http://kohotahara.dosugoi.net/

▶広報秘書課☎22局0138

